

国不建キ第15号
令和3年12月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について

建設産業の持続的な発展に必要な担い手の確保・育成を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、平成25年5月に「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建勞第7号）を発出し、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示等について各専門工事業団体及び総合工事業団体における取組等を要請するとともに、平成29年7月には、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が発注者に提出する請負代金内訳書において法定福利費の明示をする規定を設けるなど、法定福利費の適切な支払いと社会保険等の未加入対策を着実に推進してきたところであります。

こうした社会保険等の加入促進に係る取組に加え、公共工事設計労務単価の平成25年度以降9年連続となる引上げ改訂を通じて、建設技能者の賃金についても着実に改善が図られつつあるところですが、依然として、建設業に従事する建設技能者の賃金は製造業等には及ばない状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響がある中で、昨年度実施した公共事業労務費調査において一部の職種や地域の単価が前年を下回るなど、建設技能者の労務費を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。建設業における担い手の確保・育成のためには、賃金の引上げが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが必要であり、発注者、元請事業者、下請事業者それぞれの関係者が連携して取り組むことが重要です。本年3月に開催された国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、すべての関係者が可能な取組を進めることを確認したところであり、適切な労務費の確保に向けてより一層の取組を進めいくことが重要です。

加えて、建設技能者の地位や技能に応じた待遇改善を図り、建設業における担い手の確保・育成と、建設技能者を雇用・育成する企業が伸びていける建設業を目指して、平成31年4月から建設キャリアアップシステムの本格運用を開始し、官民一体となってその普



及と利用促進に取り組んでいるところであります、今後は、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて、建設技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りと支払いがなされる環境整備を着実に進めることが重要となっております。

こうした労務費や法定福利費を取り巻く情勢のなかで、社会保険等に係る法定福利費は労務費に一定の保険料率を乗じて算出されるものであり、法定福利費は労務費の支払い確保と一体的に推進されるべきものであることから、専門工事業団体及び総合工事業団体におかれましては、標準見積書の活用等による労務費と法定福利費の確保が図られるよう、下記の取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

記

1. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建劳第7号）による要請を踏まえ、団体における標準見積書等の位置づけの明確化や標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ、標準見積書等における法定福利費の内訳明示の推進に取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

（1）下請企業の標準見積書等による内訳明示と見積提出の促進

各専門工事業団体においては、傘下の会員企業等に対し、引き続き、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を進め、適正な法定福利費の確保を求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけを行うこと。

また、標準見積書において労務費の総額の明示や、その根拠となる想定人工の積上げによる積算等が示されている場合においては、法定福利費の内訳明示に加え、各業種の実情に応じて労務費の総額や、可能な場合にはその積算等についても示すよう努める旨、傘下の会員企業等に対して周知されたい。

さらに、標準見積書において想定人工の積上げによる労務費の積算等を採用している場合においては、各業種の実情に応じ、建設技能者の地位や技能を踏まえた積算についても、別紙1（例2など）を適宜参照のうえ取組の推進に努められたい。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

①労務費及び法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じて、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法が基本であるが、労務費の計算については、建設業法第20条第1項の規定において、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、想定人工の積上げによって算出する方法によることとすることが望ましい。現在すでに一定の専門工事業団体においては標準見積書において想定人工の積上げにより労務費を算出する方法を採用し、かつ、労務費の総額と積算の内訳を明示することとされているところであり、他の専門工事業団体においてはこれらを参考に各業種の実情に応じて標準見積書のブラッシュアップに努められたい。

②労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映

今後、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据え、必要な労務費の支払い確保の観点から、建設技能者の地位や技能を反映して労務費を具体的に見積り請求することが望まれる。このため、専門工事業団体が策定する標準見積書において労務費の見積りについて想定人工の積上げによる方法を採用する場合において、各業種の実情に応じて可能なときは事業者が建設技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことができるよう、別紙1の例2などを参照して標準見積書のブラッシュアップに適宜努めていただきたい。

さらに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い建設技能者の能力評価が普及することを見据えて建設技能者のレベル別の想定人工の積上げによる方法について別紙1の例3を適宜参考にされたい。

③法定福利費と労務費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費・労務費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費・労務費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費・労務費を簡便に算出する方法を探る場合には、下請企業は年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費・労務費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際にはその内容を合理的に説明することが求められる。ただし、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められることは困難であることに留意されたい。

2. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体（会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。）におかれては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建劳第7号）による要請を踏まえ、発注者への対応や見積書を提出する環境づくりに取り組んでいただいているところですが（参考資料1を参照）、引き続きこれらの取組の推進を図るとともに、標準見積書の活用等を通じて労務費と法定福利費の確保に資するよう、以下の事項について特に取組に努めていただくようお願いいたします。

（1）元請企業から下請企業への見積書の提出促進

総合工事業団体は、会員企業が元請企業となる場合には、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の作成・提出を、下請企業に対して促すよう、会員企業に対する働きかけに努められたい。

（2）見積書を出した下請企業の見積りの尊重

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を出した下請企業の法定福利費や労務費総額については、見積書を提出しない下請企業のものとは別に、見積書を尊重した取扱いを行うよう求めること。

必要な労務費等の支払い確保の観点から、想定人工の積上げによる積算が明示され、建設技能者の地位や能力を踏まえた見積りが明示されている場合は、特にその見積りの尊重に努め、適切に請負代金に反映するよう努める旨についても、あわせて会員企業に対して周知されたい。

（3）労務費その他の費用の減額の懸念への対応

下請企業による労務費の総額の内訳や積算の明示は、下請企業として必要な労務費等の適切な支払い確保の観点からなされるものである。しかしながら、法定福利費や労務費を確保する代わりにその他の費用を引き下げて請負代金総額で調整するといった懸念が依然として専門工事業者に根強い状況にあるため、この懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な法定福利費と労務費その他の費用が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

（4）定型書式の対応

総合工事業団体は、下請企業に標準見積書の活用等により法定福利費や労務費の総額が内訳明示された見積書の提出を促進するため、会員企業に対して、会員企業が下

請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、当該定型書式に当該欄を追加することや、別添による添付を奨励することなど、下請企業が活用する標準見積書との整合が図られるよう、機会をとらえて働きかけを行うこと。

(5) 法定福利費の内訳明示の徹底

元請企業は、建設工事標準請負契約約款において、発注者に対して提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳明示することが義務付けられているところであり、引き続き、当該内訳明示の徹底を図られたい。

なお、今般、地方公共団体の発注者に対して、法定福利費の確保の実効性が図られるよう、別途、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付総行行第419号、国不入企第33号）を発出し（参考資料2を参照）、公共発注者による確認等を要請しているので留意されたい。

(6) 建設業法第19条の3等に係る留意事項

下請企業の見積書に法定福利費や労務費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず法定福利費や労務費を一方的に削減することはもとより、法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっていても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となることは、その結果として「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので留意すること。

また、専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について想定人工の積上げによる方式を標準としている場合や、建設技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げること（下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと）等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げにより契約が行われ、その結果として請負金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合にも同様に、建設業法第19条の3に違反するおそれがあるので留意すること。

なお、上記に該当しない場合であっても、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経ずに、元請企業が合理的根拠がない請負金額を一方的に決定する等の行為は建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）、第20条（建設工事の見積り等）を没却するものであり、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

3. その他

（1）関係者への周知啓発

各建設業者団体においては、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）による要請を踏まえ、引き続き、団体による説明会や団体ホームページへの掲載、元請企業本社から社内・現場関係者への説明、協力会組織を活用した説明等をはじめ、様々な機会をとらえて、標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保に向けた関係者への周知啓発を図るようお願いします。

（2）労務費及び法定福利費の確保等の処遇改善に関する新たな推進体制

これまで、社会保険加入の徹底等については、社会保険未加入対策推進協議会（平成29年に建設業社会保険推進連絡協議会に改組、また、平成30年に建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に改組）において、総合工事業団体、専門工事業団体、建設労働者、行政等の関係者一体のもとで取組の推進が図られたところでありますが、今後は、建設キャリアアップシステムの一層の普及を見据え、これを建設業共通のインフラとして、社会保険加入のみならず、労務費や法定福利費の確保、建設業退職金共済制度の適正履行など、建設技能者の処遇改善を官民一体となって推進する観点から、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」に発展的に改組し、建設業団体等による一層の取組を推進することとしています。標準見積書の活用等による法定福利費や労務費の確保に係る取組についても、課題や情報を適宜集約し、当協議会のもとで着実な推進を図ることとしていますので、ご協力をいただくよう、よろしくお願いします。

以上

想定人工の積上げによる労務費の積算方法の例

【例 1】労務費の積算に関する基本的方法

100 m ² 当たり			
○○工	歩掛	単価	労務費
○○工	○○人工	○○円/人	○○円
総額			○○円

*例 1 は、現行の標準見積書の作成に当たって、基本的な方法として示されているものであり、専門工事業団体のうち、労務費率等を用いる方法を採用している団体においては、各業種の実態に応じて、改めて標準見積書のプラスアップについて検討を行うことが望ましい。

【例 2】建設技能者の地位や技能を反映する方法

100 m ² 当たり			
○○工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	○○人工	○○円/人	○○円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	○○人工	○○円/人	○○円
総額			○○円

*必要な労務費等の支払確保を図る観点からは、各業種の実情に応じて可能な場合においては、例 2 のとおり、職長や一般作業員等、建設技能者の一定の地位や技能に応じて労務費を見積り、その内訳を示すよう努めることが望ましい。なお、その際、基本的には、職長は建設キャリアアップシステムのレベル 3 又はレベル 4 に相当し、一般作業員等は建設キャリアアップシステムの能力評価のレベル 1 又は 2 に相当することが想定されるので参考にされたい。

【例 3】建設技能者の地位や技能を反映する方法②

100 m ² 当たり			
○○工	歩掛	単価	労務費
レベル 4 相当	○○人工	○○円/人	○○円
レベル 3 相当	○○人工	○○円/人	○○円
レベル 2 相当	○○人工	○○円/人	○○円
レベル 1 相当	○○人工	○○円/人	○○円
総額			○○円

*建設キャリアアップシステムのレベル相当別の内訳を明示する方法について適宜参考にされたい。

(注) なお、例 1～3 ともに、見積書作成時点での労務費の内訳であり、実際の内訳は工事中の諸条件で変動することに留意する。

「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」

(平成25年5月10日付国土建労第7号)(抜粋)

2. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1) 団体における標準見積書等の位置付けの明確化

各専門工事業団体では、各団体が作成した標準見積書及び作成手順書について、本通知を踏まえ、1に記載した標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示の意義と標準見積書等の位置付けを冒頭に明記し、改めて団体としての考え方を明確にする。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

1) 算定に当たり用いる保険料率の統一

法定福利費を内訳明示する見積書において示す法定福利費は、健康保険料(法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。)、厚生年金保険料(法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。)及び雇用保険料を対象とする。具体的な保険料率は毎年度一定の時期に国土交通省が厚生労働省に確認した上で各団体に情報提供する。

2) 計算手順の明確化

標準見積書及び作成手順書では、法定福利費の具体的な計算手順が関係者に理解されるようにすることが必要であることから、具体的な金額の記載ではなく、各欄に記号を振って、各欄の演算関係を示す形で提示する。具体的な金額を記載している場合には、具体的な金額の記載によらずに、各欄の記号により示すように修正する。

3) 歩掛等の根拠の明確化

専門工事業団体の作成する作成手順書における計算に当たって用いる歩掛等については、関係者に理解されるように公正・妥当な客観データを用い、数値の根拠や出典を明記する。業界団体調査による数値を用いる場合は、平均値だけでなく客観的な統計処理をした高低の分布や動向等の全体像も記載する。現在の案の中で歩掛等の根拠・出典が不明確なもの、特定個社や業界団体調査による数値を用いているものについては、算定に用いる数値の根拠や出典を明記するとともに、特定個社の数値ではなく、公正・妥当な客観データを用いたものに改める。

4) 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法を基本とする。

5) 法定福利費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する方法を探る場合には、年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。但し、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認めることはできない。

6) 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。

当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。

施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少しないければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

7) 法定福利費内訳明示額に係る消費税の取扱い

請負契約に係る工事費は、消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱うこととする。

8) 適用除外である者の取扱い

個人事業主、一人親方(労働者とみなされる場合を除く)など、当該工事における法定福利費(事業主負担分)を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。

適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあっては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費(事業主負担分)の負担を要しない一人親方化を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

なお、元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。

(3)標準見積書等による内訳明示の推進

1)下請企業の見積提出促進

各専門工事業団体は、傘下の会員企業等に対し、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、適正な法定福利費の確保を図ることを求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけることとする。

2)下請企業の経理の明確化

標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書を作成・提出するためには、下請企業において自社の見積の算定根拠を説明できるよう経理を明確化することが望まれることから、各専門工事業団体は会員企業を通じて経理の明確化に向けた取組を呼びかける。

3)各団体の周知状況・使用開始時期の目途共有

各専門工事業団体は、標準見積書の活用に向けた団体による説明会等を通じた周知の状況や団体としての標準見積書の使用開始時期について、国土交通省をはじめとする関係者間で共有するよう努める。

4)未作成団体の対応

現時点で法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及び作成手順書を未作成である専門工事業団体においては、本通知を踏まえ、可能な限り速やかに検討・作成し、社会保険未加入対策推進協議会の事務局である当課まで登録する。

3. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体(会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。)においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1)発注者への対応

主な民間発注者団体に対し、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月国土交通省)及び「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」(平成24年7月23日国土建整第77号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知)を踏まえて、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請する。

また、傘下の会員企業に対しては、上記の通知を踏まえて法定福利費を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を発注者に求めていくよう周知する。

(2)見積書を提出する環境づくり

1)元請企業から下請企業への見積書提出促進

総合工事業団体は、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行う。

2)見積書を提出した下請企業の尊重

総合工事業団体は、下請企業からの標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費等については、見積書を提出しない下請企業と異なり、見積書を尊重した取扱いを行うよう求める。

3)労務費減額の懸念への対応

法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

なお、法定福利費は見積額としつつも労務費等が見積額を下回る額で下請契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

4) 定型書式の対応

下請企業による標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、総合工事業団体は、会員企業に対し、会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する。